

(中間報告)

高岡市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する

基本計画（DV対策基本計画）（仮称）

～暴力を許さない社会を目指して～

2011（平成 23）年 12 月

高岡市男女平等推進市民委員会



## 目次

### 第1章 基本計画の策定にあたって

|              |   |
|--------------|---|
| 1 計画策定の趣旨    | 1 |
| 2 計画の背景      | 2 |
| 3 計画の位置付け    | 3 |
| 4 計画の基本的な考え方 | 3 |
| 5 計画の期間      | 4 |

### 第2章 DVの現状と課題

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 DV相談等の状況      | 5  |
| 2 高岡市DV対策の現状と課題 | 13 |
| 3 重点的に取り組む事業    | 14 |

### 第3章 DV対策の内容

|                |    |
|----------------|----|
| 1 施策の体系        | 15 |
| 2 DV対策の具体的取り組み |    |
| (1) 基本目標Ⅰ      | 16 |
| (2) 基本目標Ⅱ      | 18 |
| (3) 基本目標Ⅲ      | 21 |
| (4) 基本目標Ⅳ      | 23 |
| (5) 基本目標Ⅴ      | 26 |

### 参考資料



## 第1章 基本計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会をめざす絶え間ない取り組みが必要です。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝以下「DV」という。）は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、深刻な社会問題になっています。また、男女平等・共同参画社会を実現するうえで、克服すべき重要な課題です。

本市でのDV対策は、男女平等推進条例や男女平等推進プランに位置付けて、DV予防啓発講座の開催やDV被害者（以下「被害者」という。）の相談等、支援を進めてまいりました。

しかし、DVに関する相談件数が増加傾向にあり、被害が顕在化していることや、被害者の保護についての社会的認識も高まっています。こうしたことから、市民一人ひとりがDVは身近にある人権侵害であることを理解し、暴力を許さない社会の実現にむけ、関係施策を総合的かつ体系的に展開していくことが必要になっております。また、2007（平成19）年度の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正により基本計画の策定が市町村の努力義務になった趣旨等も踏まえ、DV対策基本計画を策定するものです。

#### ＊配偶者等からの暴力

配偶者暴力防止法が定める「配偶者からの暴力」とは、配偶者、事実上婚姻関係と同様な事情のある者及び暴力を受けた後に離婚をし、配偶者であった者からの暴力を言い、恋人や交際相手の暴力は含みませんが、この計画においては、配偶者に加え、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナーからの暴力も含め、「配偶者等からの暴力」とします。

また、ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence , DV）は直訳すると、「家庭内暴力」となりますが、この計画においては、配偶者等からの身体に対する暴力又は、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす精神的暴力や性的暴力、経済的暴力などを表すものとします。



## 2 計画の背景

### 国・県の動き

国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、その実現に向けた取り組みが進められてきました。しかし、DVは家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このことから、周囲が気付かないうちに被害が深刻化しやすいという特性があり、これまで、周囲の人々も夫婦の問題、家庭内のこととして事態を矮小化する傾向にありました。

このため、国は、2001（平成13）年4月にDV防止法を制定し、DVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備しました。その後、2004（平成16）年12月、2007（平成19）年7月の2度の改正が行われました。

2007（平成19）年の改正では、保護命令の対象を身体的暴力から生命等に対する脅迫まで拡充、接近禁止命令の被害者の親族等への拡充、裁判所が無言電話等の禁止命令も発することができるなど、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務とされました。

また、2010（平成22）年12月に策定された国の第3次男女共同参画基本計画では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について施策の基本的方向第9分野に位置付けるとともに、改めて強調する視点として掲げています。

富山県においては、2002（平成14）年度から、「富山県女性相談センター」に配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、相談体制を整えました。

2004（平成16）年のDV防止法の改正に伴い、都道府県の基本計画の策定が明記されたことから、DVの防止、被害者の保護、自立支援が効果的に行われるよう、2006（平成18）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」が策定され、配偶者等からの暴力のない社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

また、2007（平成19）年のDV防止法の改正を受けて、被害者支援対策を充実させる必要があることから、2009（平成21）年に計画が改定されました。さらに、2008（平成20）年には、富山県女性相談センターを移転改築し、被害者等の安全の確保を第一として、安心して利用できる施設を整備するとともに、相談・保護体制の充実を図っています。



## 高岡市の取り組み

本市においては、2005（平成17）年11月に制定した高岡市男女平等推進条例第7条において、性別による権利侵害の禁止等を明記するとともに、2008（平成20）年1月に策定した高岡市男女平等推進プランの基本目標Ⅲ「男女が個人として尊重され、能力が発揮できる環境の整備」に重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」として掲げ、配偶者等からの暴力の被害者への支援や暴力防止に取り組んでいます。

2004（平成16）年4月に開館した男女平等推進センターでは、相談室を設け、DVやセクシュアル・ハラスメントに関する相談体制を充実するとともに、市民等との連携・協力による普及・啓発事業の実施、関係機関や民間支援団体との連携の強化などに取り組んできました。

## 3 計画の位置付け

- （1）この計画は、DV防止法第2条の3第3項の「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」に基づく基本計画です。
- （2）DV防止法第2条の2第1項に基づき、国が定める「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）」に即し、同法第2条の3第1項に基づく「富山県DV対策基本計画」の内容を勘案して策定するものです。
- （3）この計画は、本市のDVに関する施策を推進する指針とするものであり、「高岡市総合計画」と整合性を図りながら、「高岡市男女平等推進プラン」と連携します。

## 4 計画の基本的な考え方

以下の項目を基本的な考え方として、施策を推進します。

- （1）DVはどんな理由があっても、決して許されないという認識にたつこと
- （2）DVの特徴や被害の実態を客観的に理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援につとめること
- （3）本市の課題に即した取り組みの推進
- （4）国・県、市町村等の関係機関及び民間支援団体等との連携強化を図ること



## 5 計画の期間

本計画の期間は、平成24年4月から平成29年3月までの5年間とします。  
但し、法律や国の基本方針が見直された等、必要に応じて見直すこととします。



## 第2章 DVの現状と課題

### 1 DV相談等の状況

#### (1) 高岡市男女平等推進センター相談室の状況

高岡市男女平等推進センターの相談室は、2004（平成16）年4月に開設し、悩みごと相談として専任の相談員が、電話相談と面接相談を行ってきました。

相談件数は、2004（平成16）年度が669件から、2010（平成22）年度が2,888件と増加しています。

DV相談については、2004（平成16）年度が90件から、2010（平成22）年度が1,157件と、10倍以上に増加しました。また、平成16年度では全体の13.4%であったものが、平成22年度では40.0%を占めています。相談者の年代は、40代が最も多く、30代とあわせると80%以上となります。また、若い世代の相談が増加傾向にあります。

相談者の最近の傾向としては、長期間の暴力を受けていたことにより、うつ症状やパニック障害など、精神的に不調を抱えているケースも少なくなく、また、身体的暴力に加えて、精神的暴力も増えてきています。

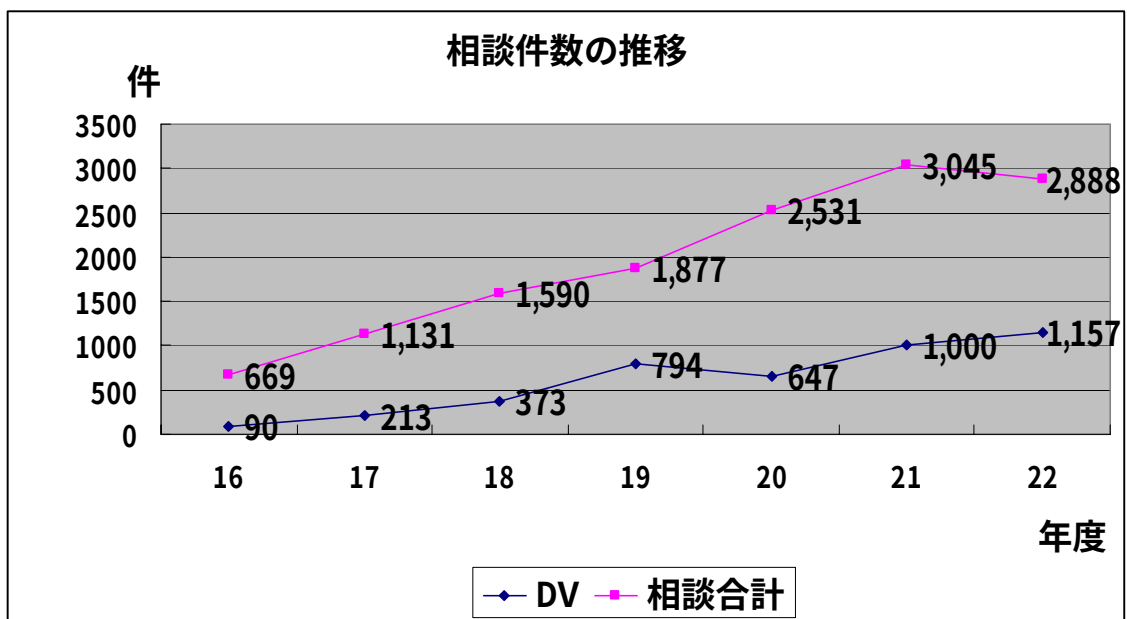
また、30代から40代までの子育て世代の相談者には、子どもへの支援が重要になっています。40代から50代の相談者では、若い世代に比べ、実家を頼ることができないことや就業先の選択幅が少なくなるなど、自立への課題があります。50代以上の場合、若い頃から長年にわたってDVを受けてきた結果、深刻な状況にあるにもかかわらず、老後のことが心配で、新たな生活を始めるなど、次のステップに踏み出せない場合が少なくありません。



## ① 高岡市男女平等推進センターの主訴別相談件数（延べ）

|        | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| DV     | 90       | 213      | 373      | 794      | 647      | 1,000    | 1,157 件  |
| 生き方    | 130      | 440      | 769      | 739      | 1,132    | 1,229    | 885 件    |
| 精神保健   | 75       | 49       | 27       | 12       | 50       | 69       | 40 件     |
| 夫婦の問題  | 153      | 224      | 254      | 216      | 450      | 439      | 371 件    |
| 子どもの問題 | 42       | 58       | 53       | 31       | 52       | 129      | 186 件    |
| ＊その他   | 179      | 147      | 114      | 85       | 200      | 179      | 249 件    |
| 計      | 669      | 1,131    | 1,590    | 1,877    | 2,531    | 3,045    | 2,888 件  |

＊その他（ストーカー・セクハラ・金銭問題・職業の問題など）







## ② 高岡市男女平等推進センターの年代別相談件数（延べ）

|       | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 10 歳代 | 0        | 6        | 1        | 3        | 2        | 15       | 5 件      |
| 20 歳代 | 171      | 180      | 199      | 157      | 273      | 195      | 116 件    |
| 30 歳代 | 276      | 585      | 762      | 1,008    | 1,377    | 1,464    | 1,048 件  |
| 40 歳代 | 63       | 205      | 443      | 472      | 569      | 861      | 1,293 件  |
| 50 歳代 | 104      | 98       | 83       | 93       | 132      | 191      | 203 件    |
| 60 歳代 | 47       | 45       | 88       | 130      | 167      | 278      | 199 件    |
| 70 歳代 | 7        | 8        | 12       | 14       | 7        | 40       | 19 件     |
| 80 歳代 | 1        | 4        | 2        | 0        | 4        | 1        | 5 件      |
| 計     | 669      | 1,131    | 1,590    | 1,877    | 2,531    | 3,045    | 2,888 件  |

## ③ 各部署における DV 相談受付件数

|                 | 平成 19 年度    | 平成 20 年度    | 平成 21 年度    | 平成 22 年度      |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 男女平等推進センター      | 794         | 647         | 1,000       | 1,157 件       |
| 市民協働課           | 20          | 4           | 6           | 5 件           |
| 高齢介護課<br>（虐待相談） | 0<br>(36)   | 6<br>(33)   | 5<br>(30)   | 3 件<br>(41)   |
| 児童育成課<br>（虐待相談） | 15<br>(136) | 17<br>(119) | 13<br>(106) | 18 件<br>(118) |
| 健康増進課           | 0           | 0           | 2           | 0 件           |
| 計               | 829         | 674         | 1,026       | 1,183 件       |

## ④ 市営住宅への状況

|                      | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|
| D V 被害者の市<br>営住宅への入居 | 1        | 1        | 2        | 0 件      |



## ⑤ 一時保護の状況

高岡市では、富山県女性相談センターへ一時保護を依頼し、被害者の当面の安全確保を行っています。

|                         | 平成<br>16<br>年度 | 平成<br>17<br>年度 | 平成<br>18<br>年度 | 平成<br>19<br>年度 | 平成<br>20<br>年度 | 平成<br>21<br>年度 | 平成<br>22<br>年度 |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 県女性相談センターへの<br>一時保護依頼件数 | 0              | 0              | 5              | 6              | 1              | 2              | 5件             |

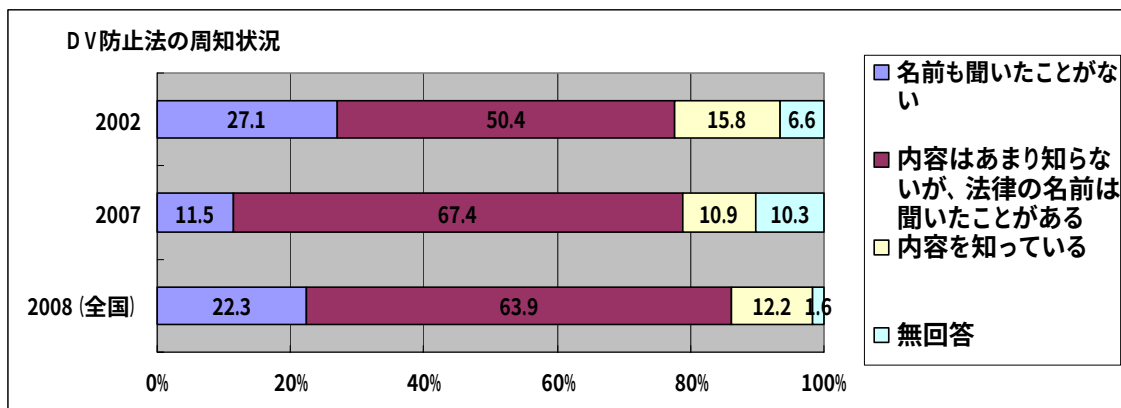
## ⑥ 保護命令

|          | 平成<br>16<br>年度 | 平成<br>17<br>年度 | 平成<br>18<br>年度 | 平成<br>19<br>年度 | 平成<br>20<br>年度 | 平成<br>21<br>年度 | 平成<br>22<br>年度 |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 保護命令発令件数 | 1              | 1              | 9              | 8              | 0              | 6              | 0件             |

## (2) 平成19年度富山県男女間における暴力に関する調査（抜粋）

## ① DV防止法の周知状況

DV防止法の周知度は、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」と答えた人の割合が 67.4%と最も多く、次いで「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人が 10.9%、反対に「法律があることもその内容も知らなかった」と答えた人は 11.5%となっている。前回調査と比べると、広い意味での認知度は前回の 66.2%（「法律があることも内容も知っている」＋「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」）から 12.1 ポイント高くなっている。



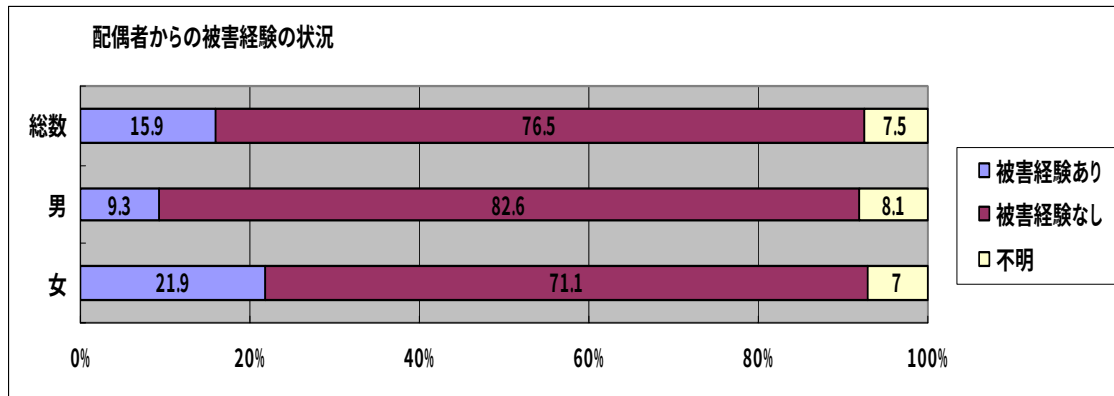
資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成19年度）



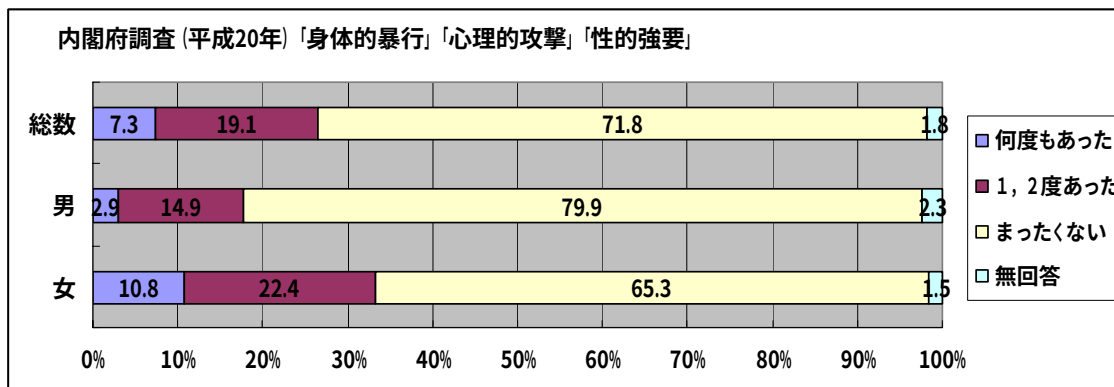
## ② 配偶者からの被害経験状況

「過去経験」と「最近1年間」において、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」のいずれかについて「一、二度された」あるいは「何度もされた」とする被害経験が一つ以上ある人についてみると、何らかの被害経験のある人の割合は夫や妻、パートナーのいる（いた）人（N=571）の15.9%となっている。

性別にみると、男性で9.3%、女性で21.9%の被害経験がある。



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成19年度）

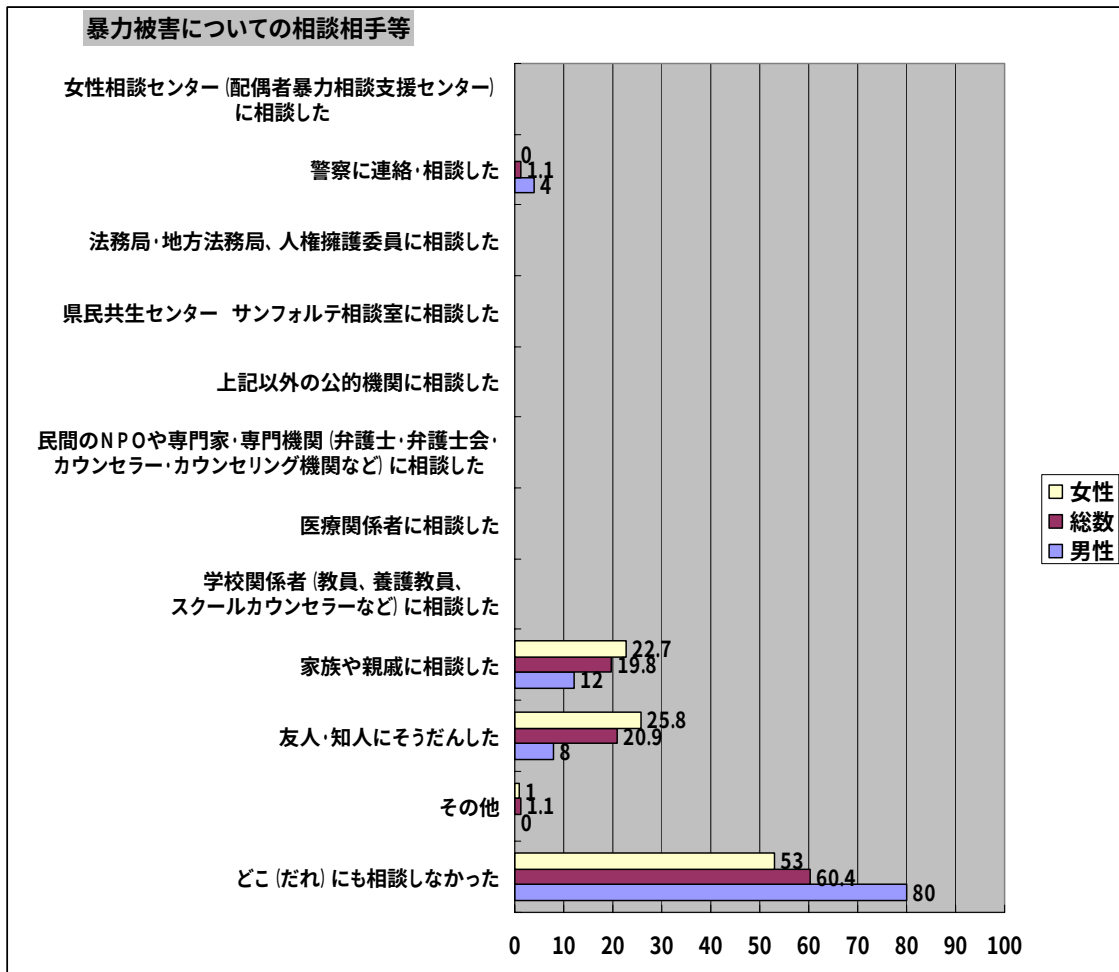


資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成20年度）

## ③ 暴力被害についての相談相手等

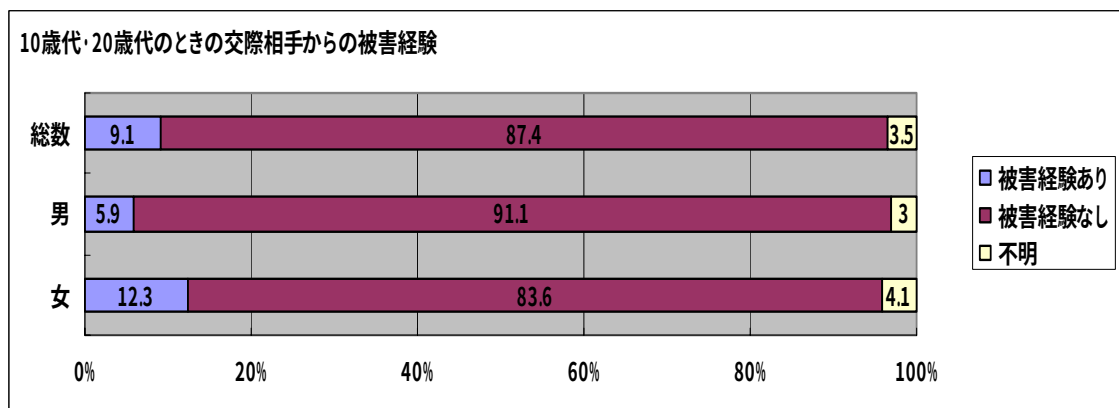
配偶者からの何らかの被害を受けたことがあった人に、受けた行為についての相談先等を聞いたところ、「友人・知人に相談した」（20.9%）と「家族や親戚に相談した」（19.8%）がそれぞれ2割となっている。

「どこ（だれ）にも相談しなかった」（60.4%）という人は6割を占め、特に男性で高くなっている（80.0%）。

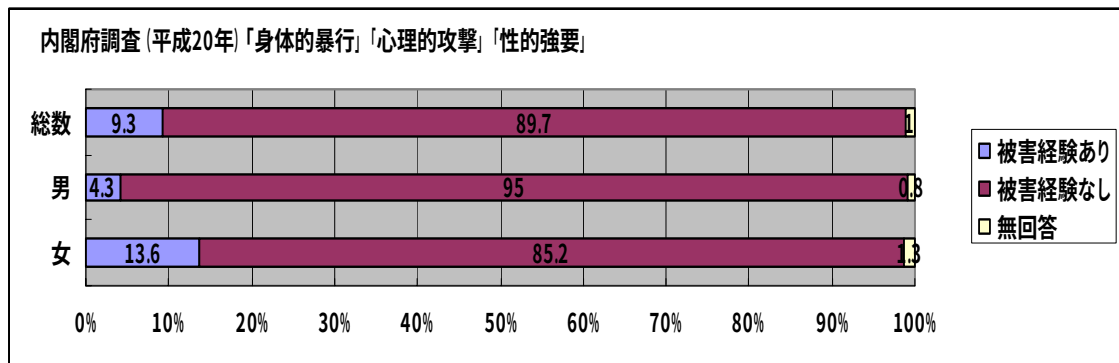


資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成19年度)

#### ④ 10歳代から20歳代のときの交際相手からの被害経験



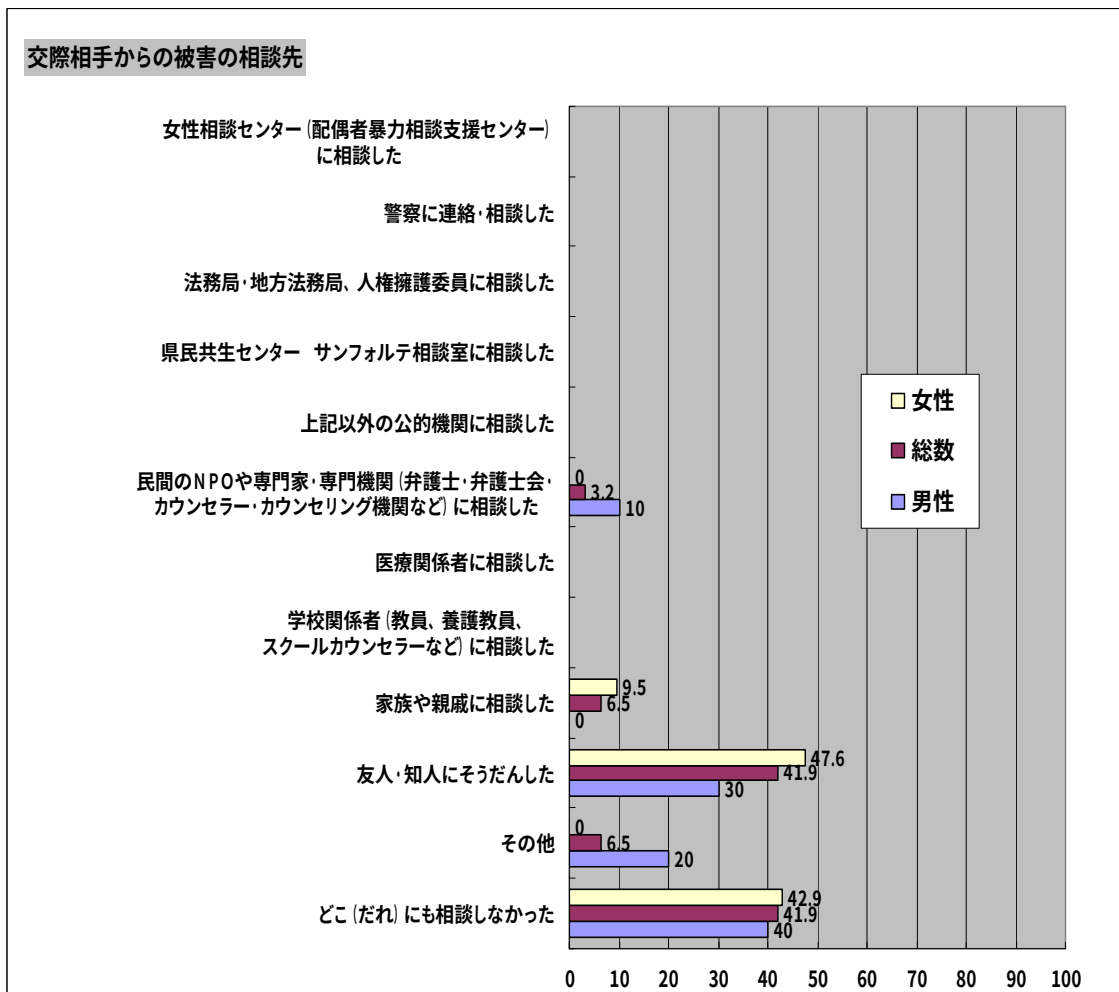
資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成19年度)



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成20年度)

### ⑤ 交際相手からの被害の相談先

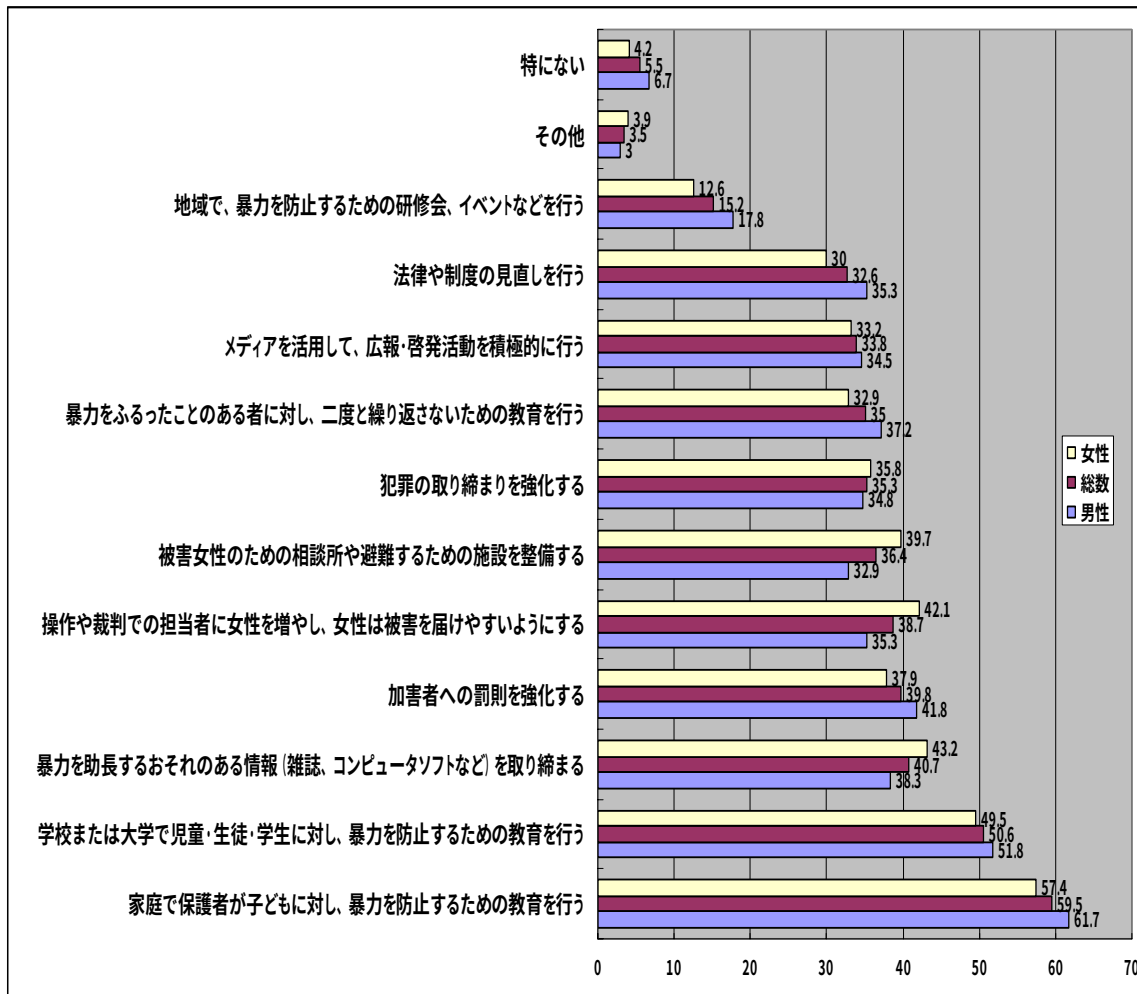
10歳代から20歳代の結婚前に交際相手から被害を受けたときの相談先については、「友人・知人に相談した」と答えた人の割合が41.9%と最も高く、次いで「家族や親戚に相談した」人が6.5%となっている。反面「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた人の割合が41.9%となっている。



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成19年度)



## ⑥ 男女間における暴力を防止するため必要なこと



資料：富山県「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成19年度）

### （３）被害者や民間支援団体等からの主な意見

計画の策定にあたって、被害者、民間支援団体など市民の皆さんから意見をいただきました。

主な意見として、

- ・若い世代への教育・啓発
- ・関係機関のネットワーク
- ・支援体制の分かりやすさ
- ・DV関係機関の職員や福祉関係者など、支援側の研修
- ・新しい生活を始めるまでのサポート、新しい生活を始めた後のサポート



## 2 高岡市DV対策の現状と課題

本市では、高岡市男女平等推進プランの重点課題9「あらゆる暴力的行為や虐待の根絶」として位置付け、DV予防啓発講座の開催やDV被害者の相談等、DVの予防啓発や被害者支援に取り組んできました。

### ○主な取り組みと課題

本市では、市民等と連携・協力し、DV根絶のための啓発事業として、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、関連する展示・DV防止講座・高校生へのデートDVのリーフレットの配布、県のキャンペーンへの協力を実施しています。

男女平等推進センター相談室では、相談員等の研修等への積極的な参加により、相談の充実を図るとともに、被害者の緊急時における安全の確保のための情報提供、富山県女性相談センターでの一時保護へつなげるための調整・対応、保護命令申し立ての申請手続の支援や補助、警察や裁判所など関係機関への同行支援、自立支援のアドバイスなどを行ってきました。

また、被害者の市営住宅入居要件の緩和の実施や、生活支援の制度の情報提供など自立支援、被害者が同伴する子どもの安全保護・就学支援にも努めています。

さらに、本市においては民間支援団体が、それぞれの活動を生かして生活資金の無利子貸出や生活用品の提供、講演会などの啓発活動が実施されています。

これらのことから、今後、きめ細やかな支援のためには、庁内外の関係部署や関係機関、市民や民間支援団体と連携を図る必要があります。

男女平等推進センターは、相談件数の増加していることから、DV相談機関として周知が図られてきていますが、身近な相談施設として市民や関係機関への一層の周知が必要です。DV相談機関の中核として、迅速にケース会議を開催したり、関係機関の連携により切れ目のない被害者支援を行ったりするためのコーディネート機能とともに、市外から避難してくる被害者、市外で新しい生活をする被害者への対応のための広域的支援、また、被害者と寄り添って関係機関の窓口へ出向くことも有効な支援です。

二次的被害の防止のためには、相談窓口だけでなく、職員全体や支援者への研修も必要です。そして、住まいの確保、精神的困難を持つ被害者、所持金のない被害者の対応など、一人ひとりのきめ細やかな対応が大切です。

そのため、今後は、柔軟な活動を行っている民間支援団体や関係機関の連携を強化しながら、総合的に施策の推進を図ることが必要です。



### 3 重点的に取り組む事業

本市のDV施策の現状と課題、相談状況、民間支援団体など市民の皆様からの意見を踏まえ、次の課題について重点的に取り組むこととします。

#### ● 若年層に向けて、DVについての予防啓発の推進

- ・婚姻関係のない交際相手からの暴力「デートDV」の被害が増えています。
- ・男女の人権尊重の意識を高める教育は、幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、学校などで充実していく必要があります。
- ・若年層に対し、配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することが有用です。

#### ● 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

- ・DV相談機関の中核として、1つの機関で解決が困難な場合が多く、関係機関と調整の強化が求められているとともに、配偶者暴力被害相談の証明関係業務を迅速に対応するなど、相談から自立までの総合的支援を行うことができる体制づくりが重要です。
- ・被害者の心の回復には時間がかかることが多く、カウンセリングや被害者同士が体験や感情を共有したり、情報を交換するためのグループ活動（自助グループ）に参加したりすることが有効です。

#### ● DVの正しい理解や相談窓口について、市民や地域での支援者等への周知

- ・DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるなかで、被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や地域での支援者等に、DVの正しい理解や相談窓口、通報の必要性を周知することが必要です。

#### ● 市役所窓口関係者等の資質向上

- ・窓口職員に対して、DVについての理解を深め、被害者に二次的被害を与えない対応の徹底が必要です。
- ・被害者が訪れる可能性のある機関のすべてが「相談窓口」の認識を持ち、情報提供できるように意識啓発を進めます。

#### ● 関係機関、民間支援団体等との連携・協力

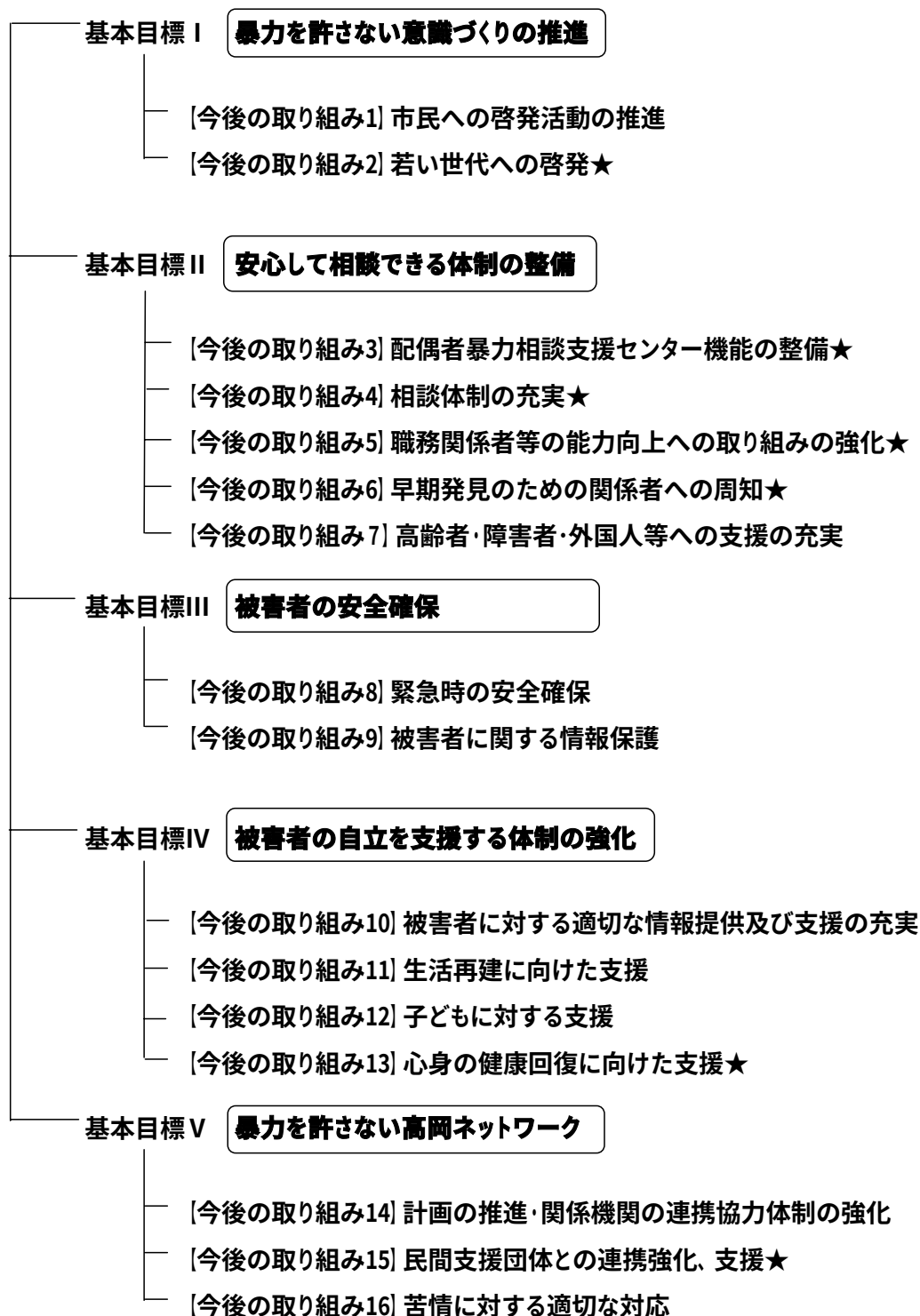
- ・被害者への支援は、一人ひとりそれぞれの対応が必要です。市町村においては、住民にとって最も身近な相談窓口として、被害者の個々の事情に応じた適切な支援を行うため、関係機関や民間支援団体との一層の連携が求められています。



### 第3章 DV対策の内容

#### 1 施策の体系

#### 高岡市DV対策基本計画（仮称）施策の体系



★は、重点的な取り組み



## 2 DV対策の具体的取り組み

### 基本目標Ⅰ 暴力を許さない意識づくりの推進

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害ですが、家族間、家庭内の問題として潜在化したり、個人的問題として矮小化されることもあり、社会の認識がまだ十分とは言えません。

富山県の「平成19年度 男女間における暴力に関する調査」では、過去経験と最近1年間において、DV被害を経験した女性は21.9%であり、過去において、身体的暴力の被害を経験した女性は12.9%、精神的暴力の被害を経験した女性は9.7%となっています。

市民一人ひとりが人権意識を高め、暴力を許さないという意識を社会全体で共有するため、DVとは身体的暴力のみならず、精神的暴力及び性的、経済的暴力も含まれるなどDV問題の正しい理解と認識を深める取り組みが必要です。また、DV被害を受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、DVに気づき、早期に被害者を発見し、関係機関等につなぐなどの対応ができるよう、DVに関する啓発を推進することが重要です。

また、DVは決しておとなだけの問題ではなく、交際相手のメールの点検や友人の制限など、「デートDV」が若者の間で起こっています。

内閣府が平成19年に実施したインターネット調査によると、10～20代の若い世代で、交際相手からデートDVと認められる行為やデートDVにつながる可能性のある行為を受けた経験がある割合は、半数近くに上っています。

また、富山県の調査でも、女性の12.3%が交際相手から何らかの被害を受けており、最初に被害を受けた時期は「交際中」の人が少なくありません。男女間における暴力を防止するための対策としては「家庭における教育」(59.5%)、「学校における教育」(50.6%)、「暴力を助長する情報の取り締り」(40.7%)が上位となっており、DVに対する教育・意識啓発が求められています。

DVを予防するためには、早い段階から、人間関係のあり方や男女平等・共同参画についての正しい知識を身につけることが重要であり、男女の人権尊重の意識を高める教育は、幼少期から成長段階に応じて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校、生涯学習の場などで一層充実していく必要があります。

### 【今後の取り組み1】市民への啓発活動の推進

#### ＜現状と課題＞

DV予防啓発講座や「女性に対する暴力をなくす運動」等で予防啓発に努めてきました。しかし、DV問題の市民の理解はまだ十分とはいえず、なお一層の啓発に取り組む必要が



あります。

### <取組内容>

#### ◆啓発活動の充実

- (1) DV予防啓発講座の実施【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・配偶者等からの暴力など女性に対するあらゆる暴力は、人権の軽視、侵害であるという正しい理解を深めていくための講座等を開催します。
- (2) DV予防啓発活動【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・DVやセクシュアル・ハラスメントの防止について、チラシ、パンフレット及び情報誌による啓発を行います。
  - ・「女性に対する暴力をなくす運動」の中でパープルリボン運動、啓発講座・関連展示などを行います。

### 【今後の取り組み２】若い世代への啓発★

#### <現状と課題>

高校生への「デートDV予防啓発リーフレット」の配布など、若い世代への啓発を行っています。また、本市では、学校教育の中で人権教育に取り組んでいますが、DV問題の視点での教育はこれからの課題です。発達段階に応じたプログラムの研究・開発などの取り組みが必要です。

### <取組内容>

#### ◆若い世代への啓発

- (1) 若い世代へのDV予防・啓発プログラム開発【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・どの年齢の子どもたちに、どのような啓発を行っていくか、プログラムの調査・研究に努めます。
- (2) 学校等における教育・啓発【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課】
  - ・デートDV防止や将来のDV防止のためには、若い世代に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、学校等への「デートDV防止出前講座」の実施など若い世代に対する教育・啓発を検討します。
- (3) 高校生への「デートDV予防啓発リーフレット」の配布【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・デートDV防止に関するチラシ、リーフレットによる啓発を行う中でアンケート調査を行い、高校生の意識の把握に努めます。

＊ デートDV＝親密な関係にある未婚の若い男女の間に起こるDVのこと



## 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられます。

男女平等推進センター相談員によるDV相談件数は、センターが開館した2004（平成16）年度から比べると10倍以上になっています。これは、相談室ができたことで、市民が相談しやすくなって、それが件数となって現れた、DV問題が顕在化したものと考えられます。また、警察庁統計による「配偶者からの暴力相談等の認知件数の推移」でも、全国的にもDVの相談件数は年々増加しています。

被害者の多くは長期にわたるDV被害で精神的不調を抱えており、関係機関での手続きを行う際の安全確保と心理的支援のため、相談員による同行支援が有効となっています。

また、富山県の「平成19年度 男女間における暴力に関する調査」では、DVの相談状況については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」という人が6割を占めており、被害者からも「どこに相談してよいかわからなかった」という人が多く、今後さらに相談窓口について広報するとともに、より相談しやすい環境づくりと相談体制の充実が必要です。

### 【今後の取り組み3】配偶者暴力相談支援センター機能の整備★

#### ＜現状と課題＞

男女平等推進センター相談室においては、被害者の早期発見と安全確保に努め、相談事例に応じて、関係部署や関係機関・民間支援団体との連携にも積極的に取り組んでいます。今後、1つの機関で解決が困難な場合など、関係機関と調整に加え、迅速な被害者支援が求められています。

#### ＜取組内容＞

- ◆配偶者暴力相談支援センター機能の整備【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

男女平等推進センターに、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、被害者の支援について、関係機関と調整を図り、総合的に支援を行うよう取り組みます。

### 【今後の取り組み4】相談体制の充実★

#### ＜現状と課題＞

被害者が、自分を責めて相談をためらうこともあり、相談窓口につながりにくいことがあります。被害者にとって身近な相談窓口として迷わずに、安心して相談できる体制の充実が必要です。また、あらゆる機会を通じて相談窓口を周知していく必要があります。

#### ＜取組内容＞

- ◆相談窓口の充実



- (1) 男女平等推進センター相談窓口の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・専任相談員による相談の実施
  - ・同行支援の強化
  - ・女性弁護士による法律相談の実施
  - ・オレンジ相談カード（男女平等推進センター相談室案内カード）のより多くの公共施設等への配置による窓口の周知
- (2) DV対策関係課での相談の実施【国際交流室、市民協働課、社会福祉課、児童育成課、保険年金課、高齢介護課、健康増進課、市民病院】
  - ・相談者のそれぞれの事情により対応できるよう、利用しやすい相談体制づくりに取り組みます。
- (3) DV対策関係課との連携【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
  - ・被害者が何度もDV被害の事情等を説明する負担を軽減するため、関係課共通の相談シートや、被害者支援を円滑に行うために「手続きチェックシート」を活用します。

### 【今後の取り組み5】職務関係者等の能力向上への取り組みの強化★

#### <現状と課題>

DV対策関係課が、DVの起こる背景やDVの特性を十分に理解し、被害者に対し適切に対応する能力の向上を図るとともに、DVの理解不足から被害者を傷つける言動を行う等の二次的被害を防止し、適切な対応を行うために、相談窓口等の市職員等に対し研修を実施することが必要です。

#### <取組内容>

##### ◆研修の強化

- (1) 相談員等への研修の実施【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
  - ・相談員等が専門研修への参加することにより、相談員の資質向上に努めます。
- (2) 職員研修の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、人事課】
  - ・窓口担当以外の職員もDVに対する正しい理解を深めます。

### 【今後の取り組み6】早期発見のための関係者への周知★

#### <現状と課題>

被害者の発見と支援には、民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者、学校、幼稚園・保育所、医療機関等の関係者へのDVに対する理解や、警察官等への通報の重要性について広く周知が大切です。

#### <取組内容>

##### ◆通報や相談窓口の周知



○被害が重大になる前に発見し、被害者に対し適切な支援情報を提供するために、富山県「DV被害者対応マニュアル」を活用しながら出前講座を実施するなど、関係者に協力をもとめます。

- (1) 民生委員・児童委員、人権擁護委員等地域支援者に対する周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、社会福祉課、市民協働課】
- (2) 医療関係者に対する周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、】
- (3) 教育・保育関係者への周知【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、学校教育課、児童育成課】
  - ・子どもを通して、被害者を発見する機会のある教育・保育等の関係機関の職員に対し、DVに関する研修会・講演会への参加を働きかけます。
  - ・保護者等に向けた研修会の実施や「デートDV」防止教育の研修会・講演会への参加を働きかけます。

## 【今後の取り組み7】高齢者・障害者・外国人等への支援の充実

### ＜現状と課題＞

高齢者・障害者・外国人等の方々へは、DVに関する相談機関の情報が届きにくいことで、被害が潜在化するとともに、長期化・深刻化することが少なくありません。被害者はもとより、支援者に対しても相談窓口の情報が届くよう周知を図るとともに、関係機関の連携が重要です。

### ＜取組内容＞

- ◆ 高齢者、障害者、外国人等については、早期に発見できるよう、窓口の連携強化に努めます。
  - (1) 支援情報の提供【高齢介護課、社会福祉課、国際交流室】
  - (2) 相談体制の充実【高齢介護課、社会福祉課、国際交流室】
    - ・ 窓口職員のDVに関する理解を深め、被害者の発見・相談の充実に努めます。
    - ・ 被害者・支援者への相談窓口の情報提供に努めます。

- ※ 配偶者暴力相談支援センター＝DV防止法第3条第3項に掲げる相談・カウンセリング・情報提供・連絡調整・保護申し立ての支援等を行う。
- ※ 二次的被害＝配偶者等からの暴力（DV）によって心身ともに傷ついた被害者が、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者等の不適切な言動で更に傷つくこと
- ※ 富山県「DV被害者対応マニュアル」＝民生委員・児童委員 富山県男女共同参画推進用  
教育関係者用・医療関係者用





## 基本目標Ⅲ 被害者の安全確保

被害者の生命または身体の安全を守るため、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくことが必要であり、状況とニーズに応じた対応を行うことが重要です。

### 【今後の取り組み8】緊急時の安全確保

#### ＜現状と課題＞

男女平等推進センターでは、相談を受けるとともに、一時保護や保護命令などの安全確保について情報提供を行っています。

被害者の心身の状況や置かれた環境から、必要と認められるときは、関係機関と連携し、被害者の立場を考慮しながら安全に一時保護につなげています。また、一時保護施設や、必要に応じて警察、裁判所など関係機関への同行も行っています。

また、同伴する子どもが心理的外傷を受けているような場合には、児童相談所、児童育成課、教育委員会、学校等関係機関が連携して子どものケアを行うなどの保護と援助に取り組むなど、被害者一人ひとりの事情に配慮した対応が円滑に行われることが大切です。

#### ＜取組内容＞

##### ◆関係機関との連携による安全確保

- (1) 緊急に必要な場合は、警察、富山県女性相談センター、児童相談所等関係機関と連携して一時保護につなげます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
- (2) 被害者本人の状態や意向、同伴者の有無など様々な状態に対応するため、児童相談所等関係機関と連携し、被害者及び被害者が同伴する子どもの適切な保護と援助に努めます。【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、児童育成課、学校教育課】

##### ◆安全確保のための情報提供

保護命令申立手続きの情報提供支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

### 【今後の取り組み9】被害者に関する情報保護

#### ＜現状と課題＞

男女平等推進センターでは、住民基本台帳等について、加害者からの請求については閲覧させない等の措置を講じるための情報提供や証明書の発行を行っており、関係課と連携し被害者に関する情報保護に取り組んでいます。

加害者から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援しているものの氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要です。

#### ＜取組内容＞



### ◆被害者の情報管理の徹底

○被害者保護のため、DVの支援措置制度に関する周知が必要であり、支援措置に関する各機関・各課において、被害者に関する情報の共有と情報管理の徹底に努めます。

【市民課、納税課、社会福祉課、児童育成課、保険年金課、高齢介護課、健康増進課】

#### ＊ 保護命令＝

DV防止法により、被害者が、配偶者からのさらなる身体及び精神に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「電話等禁止命令」及び「退去命令」がある。

##### 1 接近禁止命令

###### (1) 被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くを徘徊することを禁止する命令で、期間は6か月。

###### (2) 被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者と同居する未成年の子又は親族等の身辺につきまったり、子又は親族等の学校、住居、勤務先等の近くを徘徊することを禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

##### 2 電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令。被害者の接近禁止命令と併せて発令される。期間は6か月。

##### 3 退去命令

被害者と加害者が生活の本拠をともにする場合、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊の禁止を命ずる命令で、期間は2か月。

#### ＊ 一時保護＝

都道府県の役割としてDV防止法に規定されている。都道府県が運営する婦人相談所に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。一時保護の期間は2週間が目安。





## 基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の強化

本市では、それぞれの関係課において相互に連携しながら、切れ目のない被害者の自立支援に努めています。

被害者が自立して生活しようとする際、複数の課題を同時に抱えており、その課題解決にかかわる関係機関等は多岐にわたります。それらの機関が、認識を共有しながら連携を図って被害者の自立を支援する必要があります。

また、避難後、被害者（家族）だけでの生活に不安がある人もいることから、孤立しないように必要な支援を受けることができることも大切です。

### 【今後の取り組み 10】被害者に対する適切な情報提供及び支援の充実

#### ＜現状と課題＞

被害者は、加害者からの行動の制限や監視などによる束縛により、人間関係や社会から孤立した状態にあることが特徴のひとつです。このような被害者には、きめ細やかな対応が必要です。また、被害者が関係課の窓口ごとにDV被害等の事情を説明する負担を軽減するなど、被害者支援を円滑に行うことが求められています。

#### ＜取組内容＞

◆被害者が安心して適切な支援が受けられるよう、関係課の連携を強化します。

- (1) 自立支援策を総合的に支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
  - ・ ケース会議の実施
- (2) 相談共通シート及び手続きチェックシートの活用【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】＜再掲＞

### 【今後の取り組み 11】生活再建に向けた支援

#### ＜現状と課題＞

被害者は、加害者と離れて生活を始めるには、まず、住宅の確保が必要です。また、当面の生活費や健康不安など多くの困難を抱えており、制度やサービスの情報提供が必要です。また、多くの被害者が就業が困難な状況にあり、関係機関との連携による支援が必要です。

#### ＜取組内容＞

◆住宅の支援

- ・ 被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の確保が重要です。被害者の市営住宅入居申込時に、入居要件に関する法的緩和措置を実施します。【高岡建設管理センター】
  - (1) 単身での入居許可
  - (2) 空き住居がない場合の待機順番の繰上げ



### ◆生活の支援

- ・被害者の個々の状況に応じ、必要な経済的支援などの制度内容や手続きをわかりやすく説明します。被害者の自立に向けて切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を図ります。また、継続してサービスが利用できるよう、被害者の状況・事情に配慮し、不都合・不利益を被ることがないように対応します。【社会福祉課、児童育成課、保険年金課、各課】
- ・民間支援団体による生活支援の情報提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】

### ◆就業支援

- ・被害者の状況に応じて、ハローワークなどにおける就業支援等についての情報提供と助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、被害者の就業に向けた支援に努めます。
- (1)就業に関する情報提供【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (2)母子家庭自立支援給付金の活用による支援【児童育成課】
- (3)就業確保のための同伴児の一時保育サービスの充実【児童育成課】
  - ・ファミリー・サポート・センターの利用については、児童の環境・状況を把握したうえで、配慮した対応に努めます。

## 【今後の取り組み 12】子どもに対する支援

### ＜現状と課題＞

児童虐待防止法では、DVの環境に子どもを置くことが心理的虐待であるとしています。従って、子どもを被害者として、支援することが必要です。

### ＜取組内容＞

- ◆被害者の同伴児童など、DVの環境にある子どもについては、児童相談所や学校・幼稚園・保育所などと連携し、安全保護や心のケアを行います。
- (1)保育、就学等に関する支援【児童育成課、学校教育課】
  - ・被害者は、経済的基盤が弱い家庭が多いため、幼児が安心して保育を受けることができるように、また、子どもが安心して教育を受けることができるように経済的支援についての相談に適切に対応していきます。
  - ・児童・生徒及び被害者の安全確保のため、就学手続きに関しては、関係機関との連携を密にして情報交換を行う等、被害者の相談に適切に対応していきます。
- (2)子どもの心のケア【児童育成課、学校教育課】
  - ・DV被害の影響を受けた子どもに対し、児童相談所・学校・幼稚園・保育所・医療機関など関係機関との連携を密にし、心のケアに努めます。

## 【今後の取り組み 13】心身の健康回復に向けた支援★



### <現状と課題>

被害者の心理的被害の回復には、時間がかかります。また、同じような経験を持つもの同士が語り合うことが、自立に向けて有効であることから、被害経験者同士による情報交換、交流を行うグループへの支援が求められています。

### <取組内容>

#### ◆被害者の心身のケア

- (1) 被害者への個別カウンセリング【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (2) 心の回復に向けた講座【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (3) 自助グループの活動支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
- (4) 心の健康相談【社会福祉課、健康増進課】



## 基本目標Ⅴ 暴力を許さない高岡ネットワーク

DV問題は、市民の人権や生命に関わる問題であり、本市では、高岡市男女平等推進市民委員会、高岡市男女平等推進庁内連絡会議において、効果的な施策について審議し、DV対策を総合的に推進しています。

また、被害者の一人ひとりにあった支援を行っていくため、個別の事案において、円滑な体制をとれるよう、関係機関との更なる連携・協力体制が必要です。

さらに、被害者の多様なニーズに対応するためには、民間支援団体による支援が重要な役割となっています。DV対策を効果的に進めるためには、民間支援団体と連携して問題解決にあたることが不可欠であり、民間支援団体の活動を支援していくための取り組みが必要です。

本計画に基づき、市、関係機関そして民間支援団体との連携協力、「暴力を許さない高岡ネットワーク」を強化しながら、暴力を許さない社会づくりを推進していきます。

### 【今後の取り組み 14】計画の推進・関係機関の連携協力体制の強化

#### <現状と課題>

警察、女性相談センター、児童相談所などDV対策関係機関や民間支援団体との連携や、関係部署で構成する男女平等推進庁内連絡会議において、DV防止や被害者支援について庁内外の連携を図っています。今後も、相互に協力しながら、被害者の保護や自立支援などを行っていく必要があります。

#### <取組内容>

##### ◆計画の推進

- 高岡市男女平等推進市民委員会の開催【男女平等・共同参画課】
- 計画の進行管理を行い、毎年度、進捗状況をホームページ等での公表【男女平等・共同参画課】

##### ◆関係機関の連携強化

- (1)高岡市DV対策関係機関連絡会の設置【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
- (2)県との役割分担・相互協力【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】
- (3)高岡市男女平等推進庁内連絡会議（DV対策関係幹事会）の充実【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】

### 【今後の取り組み 15】民間支援団体との連携強化、支援★

#### <現状と課題>

本市での民間支援団体は、自立支援のための貸し付け、カウンセリング講座などそれ



それぞれの力を生かして、被害者支援における実績を着実に積み上げています。民間支援団体は、活動を通じて被害者が抱える問題点を把握しやすい立場にあることや、柔軟に対応することにおいても、市と民間団体と連携・協力しながら、被害者支援を推進していくことが重要です。

また、「被害者への物資提供活動」は被害者への支援はもちろん、提供者等にとって、被害者支援の啓発や参加意識につながっています。

#### <取組内容>

- ◆民間支援団体との連携強化【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・施策の推進にあたっては、被害者支援を目的として活動する民間支援団体との連携により実施するように努めます。
- ◆民間支援団体への支援【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター】
  - ・民間支援団体による自助グループが継続して活動できるように支援するほか、団体のニーズを調査しながら、支援の内容を検討します。

### 【今後の取り組み 16】 苦情に対する適切な対応

#### <現状と課題>

DV相談などの被害者から苦情があった場合は、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理することが大切です。苦情については、関係各課と共有し、必要に応じて今後の職務に生かしていくことが大切です。

#### <取組内容>

- ◆苦情に対する適切な対応【男女平等・共同参画課、男女平等推進センター、関係各課】